

資料2

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）
新旧対照表【抜粋】

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表

旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
目次	目次	目次	
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の周知徹底</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針</p> <p>第5節 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲</p> <p>第6節 計画の基礎として想定する災害</p> <p>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第2章 平常時対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>第3節 立入検査と報告の徴収</p> <p>第4節 原子力防災専門官との連携</p> <p>第5節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>第6節 災害応急体制の整備</p> <p>第7節 避難収容活動体制の整備</p> <p>第8節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>第11節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発</p> <p>第12節 防災業務関係者に対する研修</p> <p>第13節 防災訓練等の実施</p> <p>第14節 原子力発電所上空の飛行規制</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の周知徹底</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針</p> <p>第5節 計画の基礎とするべき災害の想定</p> <p>第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</p> <p>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>第3節 立入検査と報告の徴収</p> <p>第4節 原子力防災専門官との連携</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>第8節 避難収容活動体制の整備</p> <p>第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>第10節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>第13節 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>第15節 防災業務関係者の人材育成</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の周知徹底</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針</p> <p>第5節 計画の基礎とするべき災害の想定</p> <p>第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</p> <p>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>第3節 立入検査と報告の徴収</p> <p>第4節 原子力防災専門官との連携</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>第8節 避難収容活動体制の整備</p> <p>第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>第10節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>第13節 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>第15節 防災業務関係者の人材育成</p>	<p>改正内容を P1~14 に添付します。</p> <p>以下は、事務処理を中心とした内容であり、原則、国の策定マニュアルに基づき改正することから、添付は省略しました。</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）新旧対照表

旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
<p><u>第15節 災害復旧への備え</u></p> <p><u>第16節 事業所外運搬中の事故への備え</u></p> <p><u>第17節 原子力発電所の安全・安心対策の推進</u></p> <p><u>第18節 原子力に関する情報提供</u></p> <p>第3章 原子力災害応急対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>第5節 治安の確保</p> <p>第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等</p> <p>第7節 緊急輸送活動</p> <p>第8節 救助・救急、消火及び緊急被ばく医療活動</p> <p>第9節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p><u>第10節 事業所外運搬中の事故への対応</u></p> <p>第4章 東海地震対策</p> <p>第1節 施設整備計画</p> <p>第2節 注意情報発表時等における対策</p> <p>第3節 地震灾害応急対策</p> <p>第5章 原子力災害復旧対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第2節 放射性物質による汚染の除去等</p>	<p>第16節 防災訓練等の実施</p> <p>第17節 原子力発電所上空の飛行規制</p> <p>第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>第5節 治安の確保及び火災の予防</p> <p>第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>第7節 緊急輸送活動</p> <p>第8節 救助・救急、消火及び緊急被ばく医療活動</p> <p>第9節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>第10節 自発的支援の受入れ等</p> <p>第11節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>第4章 東海地震対策</p> <p>第1節 施設整備計画</p> <p>第2節 注意情報発表時等における対策</p> <p>第3節 地震灾害応急対策</p> <p>第5章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第2節 緊急事態解除宣言後の対応</p> <p>第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定</p> <p>第4節 放射性物質による汚染への対処</p>	<p>第16節 防災訓練等の実施</p> <p>第17節 原子力発電所上空の飛行規制</p> <p><u>第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</u></p> <p><u>第19節 原子力発電所の安全・安心対策の推進</u></p> <p><u>第20節 原子力に関する情報提供</u></p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>第5節 治安の確保及び火災の予防</p> <p>第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>第7節 緊急輸送活動</p> <p>第8節 救助・救急、消火及び緊急被ばく医療活動</p> <p>第9節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>第10節 自発的支援の受入れ等</p> <p>第11節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p><u>第12節 事業所外運搬中の事故への対応</u></p> <p>第4章 東海地震対策</p> <p>第1節 施設整備計画</p> <p>第2節 注意情報発表時等における対策</p> <p>第3節 地震灾害応急対策</p> <p>第5章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第2節 緊急事態解除宣言後の対応</p> <p>第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定</p> <p>第4節 放射性物質による環境汚染への対処</p>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	<u>第3節 各種制限措置の解除</u> <u>第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</u> <u>第5節 災害地域住民に係る記録等の作成</u> <u>第6節 風評被害等の影響の軽減</u> <u>第7節 被災中小企業等に対する支援</u> <u>第8節 心身の健康相談体制の整備</u> <u>第9節 物価の監視</u>	<u>第5節 各種制限措置の解除</u> <u>第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</u> <u>第7節 災害地域住民に係る記録等の作成</u> <u>第8節 被災者等の生活再建等の支援</u> <u>第9節 風評被害等の影響の軽減</u> <u>第10節 被災中小企業等に対する支援</u> <u>第11節 心身の健康相談体制の整備</u> <u>第12節 物価の監視</u> <u>第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除</u>	<u>第5節 各種制限措置の解除</u> <u>第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</u> <u>第7節 災害地域住民に係る記録等の作成</u> <u>第8節 被災者等の生活再建等の支援</u> <u>第9節 風評被害等の影響の軽減</u> <u>第10節 被災中小企業等に対する支援</u> <u>第11節 心身の健康相談体制の整備</u> <u>第12節 物価の監視</u> <u>第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除</u>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
P 1	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、灾害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、中部電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）浜岡原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の原子炉の運転及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>また、県独自の取組として、本県と関係市、事業者との間で締結している浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定書等に基づき、平素から浜岡原子力発電所の運転状況、周辺の環境放射線の影響を確認し関係情報を県民に広く公開、提供している。</p> <p>この取組を活かし、原子力事故、災害を未然に予防する観点から、事故・トラブルに関する情報公開の徹底と、人為的ミスによる事故の発生の防止を目指す、県独自の原子力発電所の安全対策と安全安心対策を規定する。</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1 静岡県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画</p> <p>この計画は、静岡県の地域に係る原子力災害対策</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、灾害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）、事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>【この計画の実効性を確保するため、計画立案の段階から専門家や県内の担当機関、担当部署等が参画し、機関部署が具体的に実施すべき事項や連携する事項等を具体的に確認、検討し作成するものとする。各都道府県に關係する原子力施設等に即して記述すること。】</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、灾害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、中部電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）浜岡原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の原子炉の運転及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>また、県独自の取組として、本県と関係市、事業者との間で締結している浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定書等に基づき、平素から浜岡原子力発電所の運転状況、周辺の環境放射線の影響を確認し関係情報を県民に広く公開、提供している。</p> <p>この取組を活かし、原子力事故、災害を未然に予防する観点から、事故・トラブルに関する情報公開の徹底と、人為的ミスによる事故の発生の防止を目指す、県独自の原子力発電所の安全対策と安全安心対策を規定する。</p>	<p>・本節は変更無し</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）新旧対照表

旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
<p>の基本となるものであり、国の防災基本計画に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触するがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。</p> <p>県等関係機関は想定されるすべての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。</p>	<p>の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触するがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。</p> <p>県等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。</p> <p>【原子力事業者が作成する原子力事業者防災業務計画がこの計画に抵触しないよう協議において調整を行うものとする。】</p> <p>2.〇〇県地域防災計画における他の災害対策との関係</p>	<p>の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触するがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。</p> <p>県等関係機関は想定されるすべての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。</p> <p>2 静岡県地域防災計画「共通対策の巻」等との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画（原子力災害対策編）策定マニュアル（以下「マニュアル」）改訂に伴う記載の適正化
<p>この計画は、地域防災計画「原子力災害対策の巻」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については地域防災計画「共通対策の巻」等によるものとする。</p>	<p>この計画は、「〇〇県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「〇〇県地域防災計画（共通編、〇〇編）」によるものとする。</p> <p>【県が整備している他の関連する災害対策の計画編の名称を追記する。】</p> <p>3 市町地域防災計画との関係</p>	<p>この計画は、「静岡県地域防災計画」の「原子力災害対策の巻」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「静岡県地域防災計画共通対策の巻」等によるものとする。</p> <p>3 市町地域防災計画との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル改訂に伴う記載の適正化
<p>市町が地域防災計画「原子力災害対策の巻」を作成又は修正するに当たっては、この計画を基本とするものとし、県のふじのくに危機管理計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。</p> <p>なお、県は、市町の「原子力対策の巻」の作成又は修正に協力するものとする。</p> <p>4 計画の修正</p> <p>この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。</p>	<p>市町が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するに当たっては、この計画を基本とするものとし、県の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。</p> <p>なお、県は、市町村の原子力災害対策編の作成又は修正に協力するものとする。</p> <p>4 計画の修正</p> <p>この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。</p>	<p>市町が地域防災計画「原子力災害対策編」を作成又は修正するに当たっては、この計画を基本とするものとし、県のふじのくに危機管理計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。</p> <p>なお、県は、市町の「原子力災害対策編」の作成又は修正に協力するものとする。</p> <p>4 計画の修正</p> <p>この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル改訂に伴う記載の適正化

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）新旧対照表

旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
<p>第3節 計画の周知徹底</p> <p>この計画は、市町、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針</p> <p>県地域防災計画「原子力災害対策の巻」の作成又は修正に際しては、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」（以下「防災指針」という。）を十分に尊重するものとする。</p> <p>第5節 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲</p> <p>防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲については、防災指針において提案されている「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z）のめやす」を基準とし、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、ある程度の増減を考慮しながら、具体的な地域を定めるものとする。</p> <p>この考え方を踏まえ、本県において防災対策を重点的に充実すべき地域は、御前崎市、牧之原市、菊川市及び掛川市（以下「関係市」という。）において、浜岡原子力発電所から半径 10 km以内の範囲に全部又は一部が存する自治区等の区域を合わせたものとする。</p> <p>第6節 計画の基礎として想定する灾害</p>	<p>【この計画の修正手続は、地方防災会議における審議を経て行われる。】</p> <p>第3節 計画の周知徹底</p> <p>この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針</p> <p>地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成●●年●月●●日改訂）を遵守するものとする。</p> <p>第5節 計画の基礎とするべき災害の想定</p> <p>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。</p> <p>以下省略</p> <p>【放出形態を記述するにあたっては、原子力施設の特性等を把握し、原子力災害対策指針を参照して定めるものとする。】</p>	<p>第3節 計画の周知徹底</p> <p>この計画は、市町、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針</p> <p>地域防災計画（原子力災害対策の巻）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成 24 年 10 月 31 日決定）を遵守するものとする。</p> <p>第5節 計画の基礎とするべき災害の想定</p> <p>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。</p> <p>（原子力発電所で想定される放射性物質の放出形態）</p> <p>原子力発電所においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一團（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くな</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本節は変更なし ・原災法改正及び原子力災害対策指針（以下「指針」）決定の反映、なお、今回の計画は、平成 24 年 10 月 31 日決定時点の指針に基づき改定する。 ・指針及びマニュアル改訂に伴う、節構成及び内容の変更

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）新旧対照表

旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
<p>前節の防災対策を重点的に充実すべき地域における原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は、次のとおりである。</p> <p>原子力発電所においては、多重の物理的防護壁により発電所からの直接の放射線はほとんど遮へいされ、また、固体状、液体状の放射性物質が広範囲に漏えいする可能性も低い。</p> <p>したがって、周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮する。また、これらに付随して放射性物質がエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）として放出される可能性もあるが、その場合にも、上記の放射性物質に対する対策を充実しておけば、所要の対応ができるものと考えられる。</p> <p>これらの放出された放射性物質は、ブルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低くなる。</p>	<p>第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</p> <p>防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。</p> <p>【原子力発電所の場合】</p> <p>実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone) ・緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action planning Zone) <p>【現状、原子力発電所のみを対象としているため、【原子力発電所の場合】と【原子力発電所以】</p>	<p>る傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壤や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</p> <p>実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。</p> <p>第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</p> <p>防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。</p> <p>実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone) ・緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action planning Zone) <p>この考え方を踏まえ、本県において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は下表のとおりとする。</p>	<p>・指針及びマニュアル改訂に伴う、節構成及び内容の変更。範囲の設定については、市町原子力防災対策研究会等を通じ、関係市町等との協議の上設定した。</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）新旧対照表

旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考																																
	<p>外の原子力施設の場合】に分けて記述している。原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の考え方及び各原子力施設における P A Z、U P Z の目安の距離（半径）は、原子力災害対策指針をそれぞれ参照されたい。】</p> <p>【原子力発電所以外の原子力施設の場合】</p> <p>以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。</p> <p>【実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外の原子力災害対策重点区域実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外の原子力災害対策重点区域の目安の距離（半径）は、原子力災害対策指針を参考されたい。】</p> <p>この考え方を踏まえ、本県において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町村</th><th>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○○市</td><td>○○区○○ ○○区○○</td></tr> <tr> <td>○○村</td><td>○○地区 ○○地区</td></tr> </tbody> </table> <p>【本編又は資料編等に地図を添付すること。原子力施設が複数存在し、原子力災害対策を実施すべき地域が異なる場合には、原子力施設に応じて表を複数設定すること。県は、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町村の市（町村）地域防災計画の作成について協力するものとする。原子力災害対策を重点的に実施すべき地域が原子力事業者の敷地内に含まれる場合は、事故時の放射性物質又は放射線の影響が、敷地外へ及ぶ可能性はほとんどないことから、住民避難に関する項目、安定ヨウ素剤に関する項目などについて</p>	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域	○○市	○○区○○ ○○区○○	○○村	○○地区 ○○地区	<p>なお、必要に応じ、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町の当該地域の外についても、地域内と同様な原子力災害対策を実施するものとする。</p> <p>予防的防護措置を準備する区域（P A Z）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町</th><th>地区等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>御前崎市</td><td>全域</td></tr> <tr> <td>牧之原市</td><td>地頭方 落居 笠名 堀野新田 新庄 遠渡</td></tr> </tbody> </table> <p>緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町</th><th>地区等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>御前崎市</td><td>全域</td></tr> <tr> <td>牧之原市</td><td>全域</td></tr> <tr> <td>菊川市</td><td>全域</td></tr> <tr> <td>掛川市</td><td>全域</td></tr> <tr> <td>吉田町</td><td>全域</td></tr> <tr> <td>袋井市</td><td>全域</td></tr> <tr> <td>焼津市</td><td>全域</td></tr> <tr> <td>藤枝市</td><td>藤枝 青島 高洲 大洲 西益津 稻葉</td></tr> <tr> <td>島田市</td><td>旧島田町 六合 大津 初倉</td></tr> </tbody> </table>	市町	地区等	御前崎市	全域	牧之原市	地頭方 落居 笠名 堀野新田 新庄 遠渡	市町	地区等	御前崎市	全域	牧之原市	全域	菊川市	全域	掛川市	全域	吉田町	全域	袋井市	全域	焼津市	全域	藤枝市	藤枝 青島 高洲 大洲 西益津 稻葉	島田市	旧島田町 六合 大津 初倉	
原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域																																		
○○市	○○区○○ ○○区○○																																		
○○村	○○地区 ○○地区																																		
市町	地区等																																		
御前崎市	全域																																		
牧之原市	地頭方 落居 笠名 堀野新田 新庄 遠渡																																		
市町	地区等																																		
御前崎市	全域																																		
牧之原市	全域																																		
菊川市	全域																																		
掛川市	全域																																		
吉田町	全域																																		
袋井市	全域																																		
焼津市	全域																																		
藤枝市	藤枝 青島 高洲 大洲 西益津 稻葉																																		
島田市	旧島田町 六合 大津 初倉																																		

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）新旧対照表

旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考																																	
	<p>は、必ずしも作成しなければならないものではない。また、モニタリングについては、敷地外へ影響が及んでいないことを確認する観点から敷地境界周辺でのモニタリングを行うものとする。</p> <p>県は国と連携をし、UPZ 圏外で避難先となる可能性のある市町村に対する情報提供や、その他県内市町村の要望に基づく情報連絡など、必要に応じて、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域以外の市町村に対しても、情報連絡、住民広報の体制等を整備しておくものとする。】</p>	<table border="1"> <tr><td rowspan="4">森町</td><td>大長</td></tr> <tr><td>伊久美のうち川口、鍋島、丹原、長島</td></tr> <tr><td>金谷</td></tr> <tr><td>牛飼</td></tr> <tr><td rowspan="14">磐田市</td><td>市場</td></tr> <tr><td>下飯田</td></tr> <tr><td>中飯田</td></tr> <tr><td>上飯田</td></tr> <tr><td>東組</td></tr> <tr><td>西組</td></tr> <tr><td>城北</td></tr> <tr><td>若宮</td></tr> <tr><td>梶ヶ谷</td></tr> <tr><td>鴨谷</td></tr> <tr><td>南戸綿</td></tr> <tr><td>見附地区</td></tr> <tr><td>今之浦地区</td></tr> <tr><td>中泉地区</td></tr> <tr><td>天竜地区</td></tr> <tr><td>西貝地区</td></tr> <tr><td>大藤地区のうち第1区から第5区</td></tr> <tr><td>向笠地区</td></tr> <tr><td>御厨地区</td></tr> <tr><td>南御厨地区</td></tr> <tr><td>長野地区</td></tr> <tr><td>田原地区</td></tr> <tr><td>於保地区</td></tr> <tr><td>福田東地区</td></tr> <tr><td>福田西地区</td></tr> <tr><td>福田南地区</td></tr> <tr><td>福田中島地区</td></tr> </table>	森町	大長	伊久美のうち川口、鍋島、丹原、長島	金谷	牛飼	磐田市	市場	下飯田	中飯田	上飯田	東組	西組	城北	若宮	梶ヶ谷	鴨谷	南戸綿	見附地区	今之浦地区	中泉地区	天竜地区	西貝地区	大藤地区のうち第1区から第5区	向笠地区	御厨地区	南御厨地区	長野地区	田原地区	於保地区	福田東地区	福田西地区	福田南地区	福田中島地区	
森町	大長																																			
	伊久美のうち川口、鍋島、丹原、長島																																			
	金谷																																			
	牛飼																																			
磐田市	市場																																			
	下飯田																																			
	中飯田																																			
	上飯田																																			
	東組																																			
	西組																																			
	城北																																			
	若宮																																			
	梶ヶ谷																																			
	鴨谷																																			
	南戸綿																																			
	見附地区																																			
	今之浦地区																																			
	中泉地区																																			
天竜地区																																				
西貝地区																																				
大藤地区のうち第1区から第5区																																				
向笠地区																																				
御厨地区																																				
南御厨地区																																				
長野地区																																				
田原地区																																				
於保地区																																				
福田東地区																																				
福田西地区																																				
福田南地区																																				
福田中島地区																																				

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）新旧対照表

旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考								
<p>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 原子力防災に關し、県、関係市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が處理すべき事務又は業務の大綱は、地域防災計画編「共通対策の巻」第1章第1節に定める「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>所 掌 事 務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東管区警察局</td><td> 1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局及び警察庁との連携 3 管区内防災関係機関との連携 </td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局及び警察庁との連携 3 管区内防災関係機関との連携	<p>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 原子力防災に關し、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が處理すべき事務又は業務の大綱は○○県地域防災計画（共通編）第○章○節に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。 ※ 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱……略 【県、県警察本部、関係市町村、消防本部、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災業務関係機関の連絡窓口、所掌事項を定めること。】</p>	<p>福田西部地区 福田北部地区 豊浜地区 竜洋西地区のうち金洗 竜洋東地区 竜洋北地区のうち平間、ニュータウン、あおば 富岡西地区のうち上気賀、匂坂下、気賀東、加茂東、加茂川原 豊田東地区 井通地区のうち上万能、一言里、一言北原、一言エレクレール、一言南原 青城地区的うち中田、氣子島、宮之一色、海老塚、下万能、下本郷</p> <p>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 原子力防災に關し、県、関係市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が處理すべき事務又は業務の大綱は、地域防災計画「共通対策の巻」第1章第1節に定める「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>所 掌 事 務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東管区警察局</td><td> 1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局及び警察庁 </td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局及び警察庁	<p>記載の適正化</p>
機 関 名	所 掌 事 務										
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局及び警察庁との連携 3 管区内防災関係機関との連携										
機 関 名	所 掌 事 務										
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局及び警察庁										

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	4 管区内各県警察及び防災 関係機関等からの情報収集 並びに報告連絡 5 警察通信の確保及び統制		との連携 3 管区内防災関係機関との 連携 4 管区内各県警察及び防災 関係機関等からの情報収集 並びに報告連絡 5 警察通信の確保及び統制	
東海総合通信局	1 災害時に備えての電気通 信施設（有線電気通信施設及 び無線通信施設）の整備 のための調整及び電波の監 理 2 災害時における電気通信 の確保のための応急対策 及び非常の場合の無線通 信の監理 3 災害地域における電気通 信施設の被害状況調査 4 通信インフラの支障が発 生した被災地の地方公共 団体への衛星携帯電話等 の貸与 5 非常通信訓練の計画及び その実施についての指導 に関すること 6 非常通信協議会の運営に に関すること		1 災害時に備えての電気通 信施設（有線電気通信施設及 び無線通信施設）の整備 のための調整及び電波の監 理 2 災害時における電気通信 の確保のための応急対策 及び非常の場合の無線通 信の監理 3 災害地域における電気通 信施設の被害状況調査 4 通信インフラの支障が発 生した被災地の地方公共 団体への衛星携帯電話等 の貸与 5 非常通信訓練の計画及び その実施についての指導 に関すること 6 非常通信協議会の運営に に関すること	
東海財務局 (静岡財務事務 所)	災害時における財政金融対 策並びに関係機関との連絡 調整		東海財務局 (静岡財務事務 所)	災害時における財政金融対 策並びに関係機関との連絡 調整
東海北陸厚生局	1 災害状況の情報収集、連絡 調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整		東海北陸厚生局	1 災害状況の情報収集、連絡 調整 2 関係職員の派遣
静岡労働局	1 労働災害防止の監督指導 2 災害発生時における労働			

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の卷） 新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
	災害調査 3 業務上被災労働者に対する労災保険給付		3 関係機関との連絡調整	
関東農政局	1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食料等の需給対策		静岡労働局 1 労働災害防止の監督指導 2 災害発生時における労働災害調査 3 業務上被災労働者に対する労災保険給付	
中部経済産業局	原子力災害現地対策本部等の支援		関東農政局 1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食料等の需給対策	
中部近畿産業保安監督部	原子力災害現地対策本部等の支援		中部経済産業局 原子力災害現地対策本部等の支援	
中部地方整備局	直轄国道の通行確保に関すること		中部近畿産業保安監督部 中原地方整備局 直轄国道の通行確保に関すること	
中部運輸局	1 各輸送機関との連絡調整 2 緊急輸送に必要なトラック、バス等の車両及び船舶の配置の要請		中部運輸局 1 各輸送機関との連絡調整 2 緊急輸送に必要なトラック、バス等の車両及び船舶の配置の要請	
東京航空局東京空港事務所	上空の飛行規制とその周知徹底		東京航空局東京空港事務所 上空の飛行規制とその周知徹底	
東京管区気象台（静岡地方気象台）	気象、地象、水象の観測及び防災気象情報の発表		東京管区気象台（静岡地方気象台） 気象、地象、水象の観測及び防災気象情報の発表	
第三管区海上保安本部（清水海上保安部）	1 海上における緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の支援 2 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置 3 海上における救助・救難活動 4 緊急輸送に関すること 5 海上における治安の確保		第三管区海上保安本部（清水海上保安部） 1 海上における緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の支援 2 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）新旧対照表

旧		地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考												
2 自衛隊			<table border="1"> <tr> <td></td><td>3 海上における救助・救難活動 4 緊急輸送に関すること 5 海上における治安の確保</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>2 自衛隊</td><td></td></tr> <tr> <td>機 関 名</td><td>所 掌 事 務</td></tr> <tr> <td>陸上自衛隊第34 普通科連隊</td><td></td></tr> <tr> <td>海上自衛隊横須 賀地方総監部</td><td>1 災害応急対策の支援 2 緊急時モニタリングの支 援</td></tr> <tr> <td>航空自衛隊第11 飛行教育団</td><td></td></tr> </table>		3 海上における救助・救難活動 4 緊急輸送に関すること 5 海上における治安の確保	2 自衛隊		機 関 名	所 掌 事 務	陸上自衛隊第34 普通科連隊		海上自衛隊横須 賀地方総監部	1 災害応急対策の支援 2 緊急時モニタリングの支 援	航空自衛隊第11 飛行教育団		・担当機関の変更
	3 海上における救助・救難活動 4 緊急輸送に関すること 5 海上における治安の確保															
2 自衛隊																
機 関 名	所 掌 事 務															
陸上自衛隊第34 普通科連隊																
海上自衛隊横須 賀地方総監部	1 災害応急対策の支援 2 緊急時モニタリングの支 援															
航空自衛隊第11 飛行教育団																

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考
日本赤十字社 (社) 静岡県医師会 (社) 静岡県歯科医師会 (社) 静岡県薬剤師会 (社) 静岡県看護協会 (社) 静岡県病院協会	災害時における医療助産その他救助の実施		日本赤十字社 (社) 静岡県医師会 (社) 静岡県歯科医師会 (社) 静岡県薬剤師会 (社) 静岡県看護協会 (社) 静岡県病院協会	災害時における医療助産その他救助の実施
(独) 国立病院機構	国が開設する病院における医療救護の実施		(独) 国立病院機構	国が開設する病院における医療救護の実施
(社) 静岡県放射線技師会	県が行う緊急被ばく医療措置に対する協力		(社) 静岡県放射線技師会	県が行う緊急被ばく医療措置に対する協力
日本通運株式会社 (社) 静岡県トラック協会	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策		日本通運株式会社 (社) 静岡県トラック協会	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
日本放送協会 民間放送機関	気象予警報、災害情報、その他の災害広報		日本放送協会 民間放送機関	気象予警報、災害情報、その他の災害広報
(社) 静岡県バス協会	避難住民等の輸送の支援		(社) 静岡県バス協会	避難住民等の輸送の支援
(独) 日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター	1 専門家の派遣 2 放射線測定機材の提供 3 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）		(独) 日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター	1 専門家の派遣 2 放射線測定機材の提供 3 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）
(独) 放射線医学総合研究所	緊急被ばく医療に関すること		(独) 放射線医学総合研究所	緊急被ばく医療に関すること

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）新旧対照表

	旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考											
	<p>4 消防機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>御前崎市消防本部 菊川市消防本部 掛川市消防本部</td> <td> 1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急被ばく医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力 </td> </tr> </tbody> </table> <p>5 静 岡 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施 2 通信連絡設備等の整備 3 緊急時モニタリング設備等の整備 4 緊急被ばく医療設備等の整備 5 防災対策資機材の整備 6 防災対策資料の整備 7 原子力事業者からの報告の微収及び立入検査 8 緊急事態応急対策拠点施設の整備及び維持 9 災害状況の把握及び伝達 10 県原子力災害警戒本部の設置 11 県原子力災害対策本部の設置 12 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 13 緊急時モニタリングの実施 14 緊急被ばく医療措置 15 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保 16 汚染飲食物の摂取制限等 17 住民等からの問い合わせ対応 18 放射性汚染物質の除去 19 制限措置の解除 20 関係市の原子力防災対策に対する助言及び </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	御前崎市消防本部 菊川市消防本部 掛川市消防本部	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急被ばく医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力	所 掌 事 務	1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施 2 通信連絡設備等の整備 3 緊急時モニタリング設備等の整備 4 緊急被ばく医療設備等の整備 5 防災対策資機材の整備 6 防災対策資料の整備 7 原子力事業者からの報告の微収及び立入検査 8 緊急事態応急対策拠点施設の整備及び維持 9 災害状況の把握及び伝達 10 県原子力災害警戒本部の設置 11 県原子力災害対策本部の設置 12 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 13 緊急時モニタリングの実施 14 緊急被ばく医療措置 15 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保 16 汚染飲食物の摂取制限等 17 住民等からの問い合わせ対応 18 放射性汚染物質の除去 19 制限措置の解除 20 関係市の原子力防災対策に対する助言及び	<p>4 消防機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>御前崎市消防本部 菊川市消防本部 掛川市消防本部 吉田町牧之原市広域施設組合消防本部 袋井市森町広域行政組合袋井消防本部 焼津市消防本部 藤枝市消防本部 島田市消防本部 磐田市消防本部 牧之原市相良消防本部 (H25.4.1~)</td> <td> 1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急被ばく医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力 </td> </tr> </tbody> </table> <p>5 静 岡 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施 2 通信連絡設備等の整備 3 緊急時モニタリング設備等の整備 4 緊急被ばく医療設備等の整備 5 防災対策資機材の整備 6 防災対策資料の整備 7 原子力事業者からの報告の微収及び立入検査 8 緊急事態応急対策拠点施設の整備及び維持 9 災害状況の把握及び伝達 10 県原子力災害警戒本部の設置 11 県原子力災害対策本部の設置 12 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 13 緊急時モニタリングの実施 14 避難及びスクリーニングの場所の開設支援 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	御前崎市消防本部 菊川市消防本部 掛川市消防本部 吉田町牧之原市広域施設組合消防本部 袋井市森町広域行政組合袋井消防本部 焼津市消防本部 藤枝市消防本部 島田市消防本部 磐田市消防本部 牧之原市相良消防本部 (H25.4.1~)	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急被ばく医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力	所 掌 事 務	1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施 2 通信連絡設備等の整備 3 緊急時モニタリング設備等の整備 4 緊急被ばく医療設備等の整備 5 防災対策資機材の整備 6 防災対策資料の整備 7 原子力事業者からの報告の微収及び立入検査 8 緊急事態応急対策拠点施設の整備及び維持 9 災害状況の把握及び伝達 10 県原子力災害警戒本部の設置 11 県原子力災害対策本部の設置 12 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 13 緊急時モニタリングの実施 14 避難及びスクリーニングの場所の開設支援	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策重点地域の変更に伴う機関の追加
機 関 名	所 掌 事 務														
御前崎市消防本部 菊川市消防本部 掛川市消防本部	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急被ばく医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力														
所 掌 事 務															
1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施 2 通信連絡設備等の整備 3 緊急時モニタリング設備等の整備 4 緊急被ばく医療設備等の整備 5 防災対策資機材の整備 6 防災対策資料の整備 7 原子力事業者からの報告の微収及び立入検査 8 緊急事態応急対策拠点施設の整備及び維持 9 災害状況の把握及び伝達 10 県原子力災害警戒本部の設置 11 県原子力災害対策本部の設置 12 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 13 緊急時モニタリングの実施 14 緊急被ばく医療措置 15 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保 16 汚染飲食物の摂取制限等 17 住民等からの問い合わせ対応 18 放射性汚染物質の除去 19 制限措置の解除 20 関係市の原子力防災対策に対する助言及び															
機 関 名	所 掌 事 務														
御前崎市消防本部 菊川市消防本部 掛川市消防本部 吉田町牧之原市広域施設組合消防本部 袋井市森町広域行政組合袋井消防本部 焼津市消防本部 藤枝市消防本部 島田市消防本部 磐田市消防本部 牧之原市相良消防本部 (H25.4.1~)	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急被ばく医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力														
所 掌 事 務															
1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施 2 通信連絡設備等の整備 3 緊急時モニタリング設備等の整備 4 緊急被ばく医療設備等の整備 5 防災対策資機材の整備 6 防災対策資料の整備 7 原子力事業者からの報告の微収及び立入検査 8 緊急事態応急対策拠点施設の整備及び維持 9 災害状況の把握及び伝達 10 県原子力災害警戒本部の設置 11 県原子力災害対策本部の設置 12 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 13 緊急時モニタリングの実施 14 避難及びスクリーニングの場所の開設支援															

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）新旧対照表

旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考																																							
<p>協力</p> <p>21 損害賠償の請求等に必要な資料の整備</p> <p>22 国及び関係機関への支援の要請</p> <p>6 静岡県警察本部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 住民等に対する避難誘導及び災害警備広報</td></tr> <tr> <td>2 立入制限及び交通規制</td></tr> <tr> <td>3 治安の確保</td></tr> </tbody> </table> <p>7 関係市（御前崎市、牧之原市、菊川市、掛川市）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施</td></tr> <tr> <td>2 通信連絡設備等の整備</td></tr> <tr> <td>3 防災対策資機材の整備</td></tr> <tr> <td>4 防災対策資料の整備</td></tr> <tr> <td>5 災害状況の把握及び伝達</td></tr> <tr> <td>6 市災害対策本部の設置</td></tr> <tr> <td>7 原子力災害合同対策協議会への職員派遣</td></tr> <tr> <td>8 県が行う緊急時モニタリングに対する協力</td></tr> <tr> <td>9 避難の勧告、指示及び立入制限</td></tr> <tr> <td>10 県が行う緊急被ばく医療措置に対する協力</td></tr> <tr> <td>11 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保</td></tr> <tr> <td>12 汚染飲食物の摂取制限等</td></tr> <tr> <td>13 住民等からの問い合わせ対応</td></tr> <tr> <td>14 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力</td></tr> <tr> <td>15 制限措置の解除</td></tr> <tr> <td>16 県が行う原子力防災対策に対する協力</td></tr> <tr> <td>17 損害賠償請求等に必要な資料の整備</td></tr> <tr> <td>18 県及び関係機関への支援の要請</td></tr> </tbody> </table>	所掌事務	1 住民等に対する避難誘導及び災害警備広報	2 立入制限及び交通規制	3 治安の確保	所掌事務	1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施	2 通信連絡設備等の整備	3 防災対策資機材の整備	4 防災対策資料の整備	5 災害状況の把握及び伝達	6 市災害対策本部の設置	7 原子力災害合同対策協議会への職員派遣	8 県が行う緊急時モニタリングに対する協力	9 避難の勧告、指示及び立入制限	10 県が行う緊急被ばく医療措置に対する協力	11 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保	12 汚染飲食物の摂取制限等	13 住民等からの問い合わせ対応	14 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力	15 制限措置の解除	16 県が行う原子力防災対策に対する協力	17 損害賠償請求等に必要な資料の整備	18 県及び関係機関への支援の要請	<p>15 スクリーニング及び除染の実施</p> <p>16 緊急被ばく医療措置</p> <p>17 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保</p> <p>18 汚染飲食物の摂取制限等</p> <p>19 住民等からの問い合わせ対応</p> <p>20 放射性汚染物質の除去</p> <p>21 制限措置の解除</p> <p>22 関係市の原子力防災対策に対する助言及び協力</p> <p>23 損害賠償の請求等に必要な資料の整備</p> <p>24 国及び関係機関への支援の要請</p> <p>6 静岡県警察本部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 住民等に対する避難誘導及び災害警備広報</td></tr> <tr> <td>2 立入制限及び交通規制</td></tr> <tr> <td>3 治安の確保</td></tr> </tbody> </table> <p>7 所在市（御前崎市）及び関係周辺市町（牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施</td></tr> <tr> <td>2 通信連絡設備等の整備</td></tr> <tr> <td>3 防災対策資機材の整備</td></tr> <tr> <td>4 防災対策資料の整備</td></tr> <tr> <td>5 避難所等の整備</td></tr> <tr> <td>6 災害状況の把握及び伝達</td></tr> <tr> <td>7 市町災害対策本部の設置</td></tr> <tr> <td>8 原子力災害合同対策協議会への職員派遣</td></tr> <tr> <td>9 県が行う緊急時モニタリングに対する協力</td></tr> <tr> <td>10 避難の勧告、指示及び立入制限</td></tr> <tr> <td>11 避難誘導</td></tr> <tr> <td>12 避難及びスクリーニングの場所の開設</td></tr> </tbody> </table>	所掌事務	1 住民等に対する避難誘導及び災害警備広報	2 立入制限及び交通規制	3 治安の確保	所掌事務	1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施	2 通信連絡設備等の整備	3 防災対策資機材の整備	4 防災対策資料の整備	5 避難所等の整備	6 災害状況の把握及び伝達	7 市町災害対策本部の設置	8 原子力災害合同対策協議会への職員派遣	9 県が行う緊急時モニタリングに対する協力	10 避難の勧告、指示及び立入制限	11 避難誘導	12 避難及びスクリーニングの場所の開設	<p>原子力災害対策重点地域の変更に伴う市町の追加</p>
所掌事務																																										
1 住民等に対する避難誘導及び災害警備広報																																										
2 立入制限及び交通規制																																										
3 治安の確保																																										
所掌事務																																										
1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施																																										
2 通信連絡設備等の整備																																										
3 防災対策資機材の整備																																										
4 防災対策資料の整備																																										
5 災害状況の把握及び伝達																																										
6 市災害対策本部の設置																																										
7 原子力災害合同対策協議会への職員派遣																																										
8 県が行う緊急時モニタリングに対する協力																																										
9 避難の勧告、指示及び立入制限																																										
10 県が行う緊急被ばく医療措置に対する協力																																										
11 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保																																										
12 汚染飲食物の摂取制限等																																										
13 住民等からの問い合わせ対応																																										
14 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力																																										
15 制限措置の解除																																										
16 県が行う原子力防災対策に対する協力																																										
17 損害賠償請求等に必要な資料の整備																																										
18 県及び関係機関への支援の要請																																										
所掌事務																																										
1 住民等に対する避難誘導及び災害警備広報																																										
2 立入制限及び交通規制																																										
3 治安の確保																																										
所掌事務																																										
1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施																																										
2 通信連絡設備等の整備																																										
3 防災対策資機材の整備																																										
4 防災対策資料の整備																																										
5 避難所等の整備																																										
6 災害状況の把握及び伝達																																										
7 市町災害対策本部の設置																																										
8 原子力災害合同対策協議会への職員派遣																																										
9 県が行う緊急時モニタリングに対する協力																																										
10 避難の勧告、指示及び立入制限																																										
11 避難誘導																																										
12 避難及びスクリーニングの場所の開設																																										

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の卷） 新旧対照表

旧	地域防災計画（原子力災害対策編） 策定マニュアル（県分）	新	備考			
<p>8 原子力事業者（中部電力株式会社）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 掌 事 務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1 原子力発電所の防災体制の整備 2 原子力発電所の災害予防 3 原子力発電所の災害状況の把握及び関係機関への情報の提供 4 従業員等に対する防災に係る教育、訓練 5 原子力発電所施設内の応急対策措置 6 通信連絡体制の整備 7 放射線測定設備（モニタリングポスト）の整備 8 原子力防災資機材の整備 9 原子力災害活動で使用する資料の整備 10 環境放射線モニタリングの実施 11 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 12 県、関係市及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力 13 放射性汚染物質の除去 14 災害の復旧 </td></tr> </tbody> </table>	所 掌 事 務	1 原子力発電所の防災体制の整備 2 原子力発電所の災害予防 3 原子力発電所の災害状況の把握及び関係機関への情報の提供 4 従業員等に対する防災に係る教育、訓練 5 原子力発電所施設内の応急対策措置 6 通信連絡体制の整備 7 放射線測定設備（モニタリングポスト）の整備 8 原子力防災資機材の整備 9 原子力災害活動で使用する資料の整備 10 環境放射線モニタリングの実施 11 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 12 県、関係市及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力 13 放射性汚染物質の除去 14 災害の復旧	<p>13 県が行う緊急被ばく医療措置に対する協力 14 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保 15 汚染飲食物の摂取制限等 16 住民等からの問い合わせ対応 17 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力 18 制限措置の解除 19 県が行う原子力防災対策に対する協力 20 損害賠償請求等に必要な資料の整備 21 県及び関係機関への支援の要請</p> <p>8 原子力事業者（中部電力株式会社）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 掌 事 務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1 原子力発電所の防災体制の整備 2 原子力発電所の災害予防 3 原子力発電所の災害状況の把握及び関係機関への情報の提供 4 従業員等に対する防災に係る教育、訓練 5 原子力発電所施設内の応急対策措置 6 通信連絡体制の整備 7 放射線測定設備（モニタリングポスト）の整備 8 原子力防災資機材の整備 9 原子力災害活動で使用する資料の整備 10 環境放射線モニタリングの実施 11 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 12 スクリーニング及び除染の実施（県と連携） 13 県、関係市及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力 14 放射性汚染物質の除去 15 災害の復旧 </td></tr> </tbody> </table>	所 掌 事 務	1 原子力発電所の防災体制の整備 2 原子力発電所の災害予防 3 原子力発電所の災害状況の把握及び関係機関への情報の提供 4 従業員等に対する防災に係る教育、訓練 5 原子力発電所施設内の応急対策措置 6 通信連絡体制の整備 7 放射線測定設備（モニタリングポスト）の整備 8 原子力防災資機材の整備 9 原子力災害活動で使用する資料の整備 10 環境放射線モニタリングの実施 11 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 12 スクリーニング及び除染の実施（県と連携） 13 県、関係市及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力 14 放射性汚染物質の除去 15 災害の復旧	
所 掌 事 務						
1 原子力発電所の防災体制の整備 2 原子力発電所の災害予防 3 原子力発電所の災害状況の把握及び関係機関への情報の提供 4 従業員等に対する防災に係る教育、訓練 5 原子力発電所施設内の応急対策措置 6 通信連絡体制の整備 7 放射線測定設備（モニタリングポスト）の整備 8 原子力防災資機材の整備 9 原子力災害活動で使用する資料の整備 10 環境放射線モニタリングの実施 11 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 12 県、関係市及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力 13 放射性汚染物質の除去 14 災害の復旧						
所 掌 事 務						
1 原子力発電所の防災体制の整備 2 原子力発電所の災害予防 3 原子力発電所の災害状況の把握及び関係機関への情報の提供 4 従業員等に対する防災に係る教育、訓練 5 原子力発電所施設内の応急対策措置 6 通信連絡体制の整備 7 放射線測定設備（モニタリングポスト）の整備 8 原子力防災資機材の整備 9 原子力災害活動で使用する資料の整備 10 環境放射線モニタリングの実施 11 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 12 スクリーニング及び除染の実施（県と連携） 13 県、関係市及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力 14 放射性汚染物質の除去 15 災害の復旧						